

改正後

別表第一（第一条、第三条関係）	
一～三	施設
四	生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。以下同じ。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促
	距離
	三十メートル

改正前

別表第一（第一条、第三条関係）	
一～三	施設
四	生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。以下同じ。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促
	距離
	三十メートル

---

---

進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法（昭和四十四年法

---

---

---

---

進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法（昭和四十四年法

---

---

六	一〇五	施設	距離	五〇九	律第六十四号)第十五条の七第一項 第五号に規定する障害者職業能力開 発校又は母子及び父子並びに寡婦福 祉法(昭和三十九年法律第二百二十九 号)第三十九条第一項に規定する母 子・父子福祉施設であつて、二十人 以上の人員を収容することができる もの
	[略]	[略]			
生活保護法第三十八条第一項に規定 する保護施設、児童福祉法第七条に 規定する児童福祉施設、老人福祉法 第五条の三に規定する老人福祉施設 若しくは同法第二十九条第一項に規 定する有料老人ホーム、介護保険法 第八条第二十八項に規定する介護老		四十五メー トル	[略]	[略]	

別表第二(第一条関係)

六	一〇五	施設	距離	五〇九	律第六十四号)第十五条の七第一項 第五号に規定する障害者職業能力開 発校又は母子及び父子並びに寡婦福 祉法(昭和三十九年法律第二百二十九 号)第三十九条第一項に規定する母 子・父子福祉施設であつて、二十人 以上の人員を収容することができる もの
	[略]	[略]			
生活保護法第三十八条第一項に規定 する保護施設、児童福祉法第七条に 規定する児童福祉施設、老人福祉法 第五条の三に規定する老人福祉施設 若しくは同法第二十九条第一項に規 定する有料老人ホーム、介護保険法 第八条第二十八項に規定する介護老		四十五メー トル	[略]	[略]	

別表第二(第一条関係)

---

---

人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項（第四号を除く。

）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法第十五条の七第一項第五号に規定する障害者職業能力開発

---

---

---

---

人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項（第四号を除く。

）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法第十五条の七第一項第五号に規定する障害者職業能力開発

---

---

四	七 十	校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十九条第一項に規定する母子・父子福祉施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの	〔略〕
---	--------	---	-----

別表第三（第三条、第五条関係）

四	一 三	施設 〔略〕	距離 〔略〕
		生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する	可燃性ガス及び毒性ガスの貯蔵設備、処理設備及び減圧設備にあつては備考に定めるL <sub>1</sub> の距離、酸素のものにあつてはL <sub>2</sub>

四	七 十	校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十九条第一項に規定する母子・父子福祉施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの	〔略〕
---	--------	---	-----

別表第三（第三条、第五条関係）

四	一 三	施設 〔略〕	距離 〔略〕
		生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する	可燃性ガス及び毒性ガスの貯蔵設備、処理設備及び減圧設備にあつては備考に定めるL <sub>1</sub> の距離、酸素のものにあつてはL <sub>2</sub>

法律第二条第四項（第四号を除く。）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法第十五条の七第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十九条第一項に規定する母子

の距離、その他のものにあつてはL<sub>3</sub>の距離

法律第二条第四項（第四号を除く。）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法第十五条の七第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十九条第一項に規定する母子

の距離、その他のものにあつてはL<sub>3</sub>の距離

備考 [略]	五〇九	
	[略]	<p>の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父子福祉施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるも</li> </ul>
	[略]	
備考 [略]	五〇九	
	[略]	<p>の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父子福祉施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるも</li> </ul>
	[略]	

備考 表中の「」の記載は注記である。